

## 豊臣秀吉の九州出兵と宗像氏宛発給文書

桑田和明

はじめに

天正十四（一五八六）年三月四日、宗像社の大宮司宗像氏貞が没する。翌十五年には豊臣（羽柴）秀吉が九州に出兵し国分を行う。氏貞没後の宗像氏については拙稿で検討し、立花統虎（宗茂）、麻生家氏宛の秀吉発給文書がのこされているのに対し、宗像氏宛の文書はのこされていないこと、国分で筑前・筑後両国を与えられた小早川隆景の与力、宗像才鶴が氏貞後室と考えられることなどを指摘した<sup>1)</sup>。

ところで『豊臣秀吉文書集』三「天正十四年」天正十八年』が発刊され、九州出兵前後の秀吉発給文書を編年で見ることができるようになった<sup>2)</sup>。この中には、従来利用されていなかった宗像氏関係の文書が含まれている。

本稿では、出兵前後から天正十四年に宗像才鶴が小早川隆景の与力とされるまでの宗像氏について、改めて秀吉との関係を明らかにしながら、宗像氏宛秀吉発給文書について考察する。

### 1 九州渡海前の豊臣秀吉と宗像氏

天正六年に日向国で島津勢に敗れた大友氏は、島津勢の攻勢によって劣勢に追い込まれる。天正十四年四月五日、大友宗麟は大坂に登り、秀吉と対面し休勢の挽回をはかろうとする。対面後の四月十日付小早川隆

景・吉川元春・同元長宛朱印状には、「就大友入道上落、九州分目相定候、遠境候条、彼国者共若令難渡者、可差下人数候間、右馬頭相談、此方城々丈夫可申付候、次人質事、入念可相渡黒田官兵衛尉候、猶具安国寺可被申候也」とある（一八七三「吉川正統叙目」）。

宗麟と対面した秀吉は、小早川隆景以下に九州分目（国分）を相定めたことを通知している。国分が難渡した場合には出兵するので、毛利輝元と相談し毛利氏が抱える城々の普請と、人質を黒田孝高に渡すよう命じている。同朱印状に対応するのが全十四条からなる同日付の輝元宛分国置目覚になる（一八七四「毛利文書」）。二条には「簡要城堅固申付、其外下城事」、六条には「豊前・肥前人質可取堅事」、七条には「門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とある。秀吉は毛利氏に領内の重要な城の整備を申し付けるとともに、門司・麻生・宗像・山鹿の城々へ人数・兵糧を差し籠めるよう命じている。門司城は毛利氏の持城で、九州出兵の橋頭堡となる。麻生は遠賀郡の領主麻生家氏、宗像は宗像氏になる。六条では豊前・肥前両国から人質を取るよう命じているが、筑前国は入っていない。省略した十一条では、安国寺恵瓊と黒田孝高を「筑前検使」としたことを伝えている。

天正十四年十月十日付小早川隆景他宛朱印状には、毛利勢が出陣し関戸（山口県下関市）を越えたことで、豊前国の領主長野鎮辰以下が人質

を出し毛利氏の兵を入城させたとある（一九八二『黒田家文書』）。秀吉は島津方から帰参した領主について、「帰参之者其ニ島津行之様被相尋、以其分別可然候」とあるように、島津氏の策略を明らかにするよう命じている。

同日付時枝鎮繼宛朱印状写には、「今度島津背下知、至于筑前国依取詰候、輝元・両川差出、追々人数遣候処、御請申段神妙候、然間当知不可有相違候、弥於拙忠儀者、右馬頭申次第可加恩賞候、猶安国寺・黒田勘解由可申候也」とある（一九八五「児玉韞採集文書」）。同様の朱印状は広津治部少輔宛にも出されている（一九八六「黒田御用記」）。二人の名は十月十日付朱印状にあるように、朱印状に対応して出されている。

同日付麻生家氏宛朱印状写には、「今度島津背御下知、至于筑前取出之処、手前堅固之儀神妙候、然間本知之儀、右馬頭内儀次第可宛行候、弥忠儀簡要候、委細安国寺・黒田勘ヶ由可申候也」とある（一九八一『筑前麻生文書』）。麻生家氏と同様に、筑前国の領主にも毛利輝元の内儀次第で、「本知」を宛行う約束をした朱印状が出された可能性が高い<sup>3</sup>。

十月三日には毛利輝元をはじめとする毛利勢が九州へ渡海し、高橋元種が守る小倉城が降参している（一九九一、十月十四日付安国寺惠瓊・黒田孝高宛判物『黒田家文書』他）。十月十六日付小早川隆景他宛判物には、「麻生・宗像両所者共、同日（四日）秋月半城へ依取詰、劔岳・浅川・古賀三ヶ所明退候処、右兩人追付、討捕頸注文通、具被聞召候」とある（一九九四『黒田家文書』）。毛利勢の上陸した翌日、劔岳（鞍手郡鞍手町）・浅川（北九州市八幡西区）・古賀（遠賀郡水巻町）の端城から撤退する秋月勢を宗像・麻生両勢が追撃し、討ち取った頸注文が秀吉に提出されている。同日付で秀吉は麻生家氏に感状を発給し、詳しくは

小早川隆景・安国寺惠瓊・黒田孝高が伝えるとしている（一九九三『筑前麻生文書』）。麻生氏と宗像氏の軍功は秀吉に伝えられており、宗像氏にも感状が発給されたと考えられる。十月十七日付麻生家氏宛判物には、「今度薩州凶徒等至其城相動之条、毛利・小早川・吉川以下申付及行二付而、即時属本意候キ、依之為礼儀同名者差上候、殊太刀一腰・馬一疋進上、被悦思召候、猶以其面之儀味方中相談、別而可尽軍中事專一候」とある（一九九六『筑前麻生文書』）。家氏は毛利氏の指示に従っており、同名の者を秀吉に差し出し、太刀と馬を進上している。

年末には小早川隆景・吉川元長などの毛利勢が付城を築き、香春嶽要害（田川郡香春町）を取り詰めている。秀吉は十二月十二日付で、城攻めに関する朱印状を小早川隆景、吉川元長などに一斉に出している（二〇〇五二小早川隆景宛朱印状「小早川文書」他）。麻生家氏もこの陣中に加わっており、同日付の朱印状写がのこされている（二〇四六『筑前麻生文書』）。

宗像氏は麻生氏と同様に毛利氏と連絡を取りながら豊前国まで出兵し、高橋元種・秋月種実両勢と戦っているが、毛利氏関係の文書のみで秀吉からの発給文書は確認できない<sup>3</sup>。

## 2 九州渡海後の豊臣秀吉と宗像氏

秀吉は天正十五年三月一日に大坂を立ち、三月二十五日に赤間関（下関市）へ到着、二十八日には小倉に渡海している。三月二十六日付朱印状で立花統虎と筑紫広門に秋月城攻めへの参陣を命じている（二二二九『立花文書』、二二三〇『筑紫文書』）。秋月種実・種長親子は四月一日に岩石城（田川郡添田町・赤村）が落城すると、剃髪し降参している（二

一四四、四月三日付菊亭晴季他宛朱印状写「伊藤文書」他。秀吉は、四月二日、居城を浅野長吉・森（毛利）吉成に明け渡した秋月親子と、尾熊（嘉麻市大隈）で対面し許している（『九州御動座記』『近世初頭九州紀行記集』一九六七年）。四日に秋月に入った秀吉は、種実に進軍先での兵糧の調儀を命じている。種実は娘を人質に出すとともに、「ならば」「金百両、八木二千石」を進上している（『九州御動座記』）。

直後の四月十七日には次の賀須屋真雄・片桐且元・早川長政宛朱印状が出されている（二二五九『譜牒余録』）。

### 覚

一 秋月より兵糧貳千石京升を以進上候之間、早川主馬頭・片桐市正両人請取之、則秋月近辺之人足申付、ちりくまで可相届候事、

一 高良山ニハ留守居慥置候て、賀須屋事ハちりくへ罷越、兵糧置所之儀何之家成共明させ、用意仕可相待候、ちりく之儀ハ龍造寺知行ニ候之間、則龍造寺かたへも被仰出候事、

一 秋月より兵糧ちりくへ悉相届候ハ、主馬首ハ大熊へ罷帰、其元政道之儀弥かたく可申付候事、

一 百六十一石五斗 京升 までらニ在之、

一 五十石 もミひる 同所

一 貳百廿五石 京升 ほうまん

一 三十石 もミ 同所

此両所ニ在之分者、浅野弾止少弼かたよりちりくへ相届、片桐市正・賀須屋内膳ニ可相渡之由被仰付候間、ちりくにて可請取事、

一 五百石、京升、原田かたよりちりくへ可相届旨被仰付候間、是も右同前ニ兩人可請取事、

一 五百石、宗像人足を以、小倉よりちりくへ可持届候旨被仰付候間、是又兩人可請取事、

一 原田・むなかつた兩人かたへも御朱印被遣候、兵糧請取候ハ、市止・内膳かたより請取可遣候事、

一 右兵糧ちりくへ悉相届、請取ニ付てハ御左右可申上候、船被仰付、御陣所へ可被召寄候事、

以上、米三千三百八十六石五斗、

もミひえ合八十五石、

秀吉公御朱印

秋月種実は「九州御動座記」のように、兵糧米二千石を秀吉に進上している。秀吉は兵糧米を早川長政と片桐且元が受け取り、秋月領から人夫を出させ、肥前国ちりく（千栗・佐賀県三養基郡みやき町）へ届けるよう命じている。届けたあと、早川長政は大熊へ戻るよう命じている。

この時の升は、上方で通用していた京升に統一されている。賀須屋真雄には、龍造寺政家知行の千栗で兵糧置所の用意をして待つよう命じている。千栗は政家の領地と認められ、兵糧置所設置が政家に伝えられている。次に、までら（麻氏良・朝倉市）・ほうまん（宝満・太宰府市）の兵糧は浅野長吉方が千栗へ届け、片桐且元と賀須屋真雄に渡すように命じている。両所は四月十五日付黒田孝高宛朱印状に、「当表儀、最前岩酌城責崩、悉刎首候儀聞伝、筑前国大熊・秋月・間寺・宝方・山下、筑後国高良山、（中略）其外城々、或聞北、或命を御伴事申、明渡候」とあるように、秋月氏の持ち城になる（二二五四『黒田家文書』他）。降服後、接收した兵糧は秋月領と同様、人足を出させ運ばせたのであろう。

秀吉は、高祖城主（糸島市）原田信種には五百石を千栗へ相届け、片

桐且元と賀須屋真雄に渡すよう命じている。人足も原田領から出されたのであろう。宗像氏には領内から人夫を出し、五百石を小倉から持ち届けるよう命じている。秀吉は両氏に「御朱印被遣候」とあるように朱印状で兵糧米運送を命じ、片桐且元と賀須屋真雄には受取状を両氏に出すよう命じている。筑後川水系に面する干栗に集積された兵糧米は船で筑後川を下り、有明海から島津攻めの陣所へ運送する手はずとなつていゝる。九州出兵前後の原田氏の動向は不明な点があるが、宗像氏と原田氏は秋月氏と異なり本領が認められ、兵糧米運送を命じる朱印状が出されたことが明らかになる。

### 3 豊臣秀吉の島津攻めと宗像氏

九州に出兵した秀吉勢は二手に分かれ、一手は羽柴秀長を惣大将とする軍勢が日向口から、一手は秀吉が率いる軍勢が秋月氏を降服させた後、肥後国から薩摩国に進攻している。五月八日、島津義久は薩摩国川内（鹿児島県薩摩川内市）の泰平寺で秀吉に降参している。秀吉勢の船手警固に関する関係史料を次に掲げる。

#### A 四月八日付中村一氏他宛木下吉隆書状写<sup>5)</sup>

一日向浦へ警固之事、長宗我部宮内少輔・肥国けいこ・勢州けいこ・豊後けいこ被遣候、

一薩摩浦へけいこ舟之事、九鬼大隅守・脇坂中務少輔・加藤左馬助・間島兵衛尉・菱平右衛門・野島・くるしま・伊与之徳井・志岐国けいこ・まつ浦けいこ・龍造寺けいこ・麻生・宗像・草野其外諸警固被差遣候、

#### B 四月二十九日付徳川家康宛朱印状写（二二六八「水間寺文書」）。

一船手警固之事、九鬼大隅守・脇坂中務・加藤左馬助・小西日向守・真島・野島・くるしま・伊与徳井・志岐国舟共、松浦肥前・麻生・宗像・有間・龍造寺舟共、其外諸浦舟共数千艘薩摩浦江相廻候事、一日日向口警固舟之事、長宗我部宮内少輔・紀伊国舟・備前警固・中国之警固・豊後警固、是又日向浦口・薩摩口押廻候、島津事不背思食候、如斯海陸共二相揃行等之儀被仰付候際、弥早速平均たるへく候、不可有御氣遣者也、

#### C 六月二十五日付結城晴朝宛朱印状（二二五四「松平基則氏所蔵文書」）

一船手警固之事、九鬼大隅守・脇坂中務少輔・加藤左馬助・小西撰津守・真島・能島・米島・伊与之徳井・志岐国之船共、松浦肥前・麻生・宗像・有馬・龍造寺、其外諸浦之船共数千艘、薩摩浦手へ被相廻、海陸共二被作押詰候事、

一日日向口之事、右之十万余人数を差遣、并舟手警固之事、長宗我部宮内少輔・紀伊国船・備前之警固・中国警固・豊後警固、是又日向浦へ押廻、海陸揉合切入候処、耳川をきり二敵相支候を、去十六日彼川を越切崩、数百人討捕、島津中務居城高城へ七里間追籠、彼城取巻処、島津義久令対陣、請手之陣取へ合戦を相懸候を、即及一戦、首千余討捕得大利、日向之儀令一篇候つる事、

Aは秀吉の右筆木下吉隆が留守居の秀吉家臣に戦況を報じたもの。Bは徳川家康からの書状に対し、秀吉が薩摩国和泉（鹿児島県出水市）から出した返書。この時、島津義久は降伏の意思を秀吉側に伝えていた。

「島津事不背思食候」以下の文言から明らかなように、船手警固の展開は義久への示威活動の意味合いもあった。Cは結城晴朝からの書状に対

し、博多から出した秀吉の返書。義久の降伏後になる。

史料Aのように、船手警固は長宗我部元親以下から構成される日向浦への船と、九鬼嘉隆以下から構成される薩摩口への船からなる。九鬼嘉隆以下は肥前国・肥後国經由で薩摩国に向かったたのであろう。史料Aでは九鬼嘉隆・脇坂安治・加藤嘉明・間島氏勝・菱平右衛門・野島(能島・村上元吉)・来島(村上) 通総・徳井(得居通幸・通総兄)・松浦隆信・龍造寺政家・麻生・宗像・草野がみえている。史料Bには小西行長・有間(有馬晴信)が新しくみえ、菱平右衛門・草野が消えている。諸浦の船を併せた数千艘は、薩摩浦へ相廻るよう命じられている。史料Cの人名は史料Bと同じになる<sup>6)</sup>。

肥前国の松浦隆信・龍造寺政家・有馬晴信の他に、麻生家氏・宗像氏と肥前国の草野鎮永が船手警固に組み込まれ、薩摩攻めに参加している。朱印状は確認できないが秀吉から直接、出陣の命を受けたのである。いずれも浦・島を支配下におく海上勢力でもあった。家康宛朱印状が出される二日前の四月二十七日付九鬼嘉隆・脇坂安治・加藤嘉明・小西行長宛朱印状で、秀吉は薩摩国の京泊に着船したとの報告を受け、同地で待つように指示している(二二六五『脇坂家文書集成』)。九鬼嘉隆以下の四人が一方の船手警固の統率者であったと考えられる。

麻生・宗像両氏は後述するように隆景の与力とされるが、Cの六月二十五日付朱印状でも省略されていないことに注意しておきたい。

#### 4 小早川隆景と宗像氏

秀吉の発給文書で小早川隆景の筑前・筑後両国の宛行いがみえるのは、五月二十八日付の徳川家康宛と一柳直末宛朱印状である(二二〇六

「名護屋城博物館所蔵文書」二二〇七「一柳家文書」)。一柳直末宛には、「筑前・筑後小早川ニ被下候、博多事、従大唐・南蛮・高麗国々船付候間、御座所ニ被相定、御普請丈夫ニ被仰付、右両国小早川ニ被下候間、為留守居可被置候」とある。博多には秀吉御座所が造営され、隆景は留守居とされている。

隆景は六月二十五日付朱印状で筑前国中の立花・宗像・秋月・原田の四氏の旧領と「肥前内筑紫城、志郡半在之」を与えられている<sup>7)</sup>。立花統虎は同日付朱印状に、「今度依忠節、為御恩地、於筑後国山門郡・三瀬郡・下妻郡・三池郡合四郡之事、被充行訖、但三池郡事、対高橋弥七郎可引渡、并三瀬郡内百五拾町三池上総介相渡之、右両人為与力致合宿、自今以後可抽忠勤之由候也」とあるように、筑後国山門郡以下四郡が与えられ、高橋直次と三池鎮実が与力とされている(二二五〇『立花文書』)。同日付で三池鎮実にも朱印状が出されている(二二五二『三池文書』)。この他、同日付朱印状で鍋島直茂は「肥前国養夫郡半分并同国有馬郡内薩摩江執之半分」を与えられている(二二五一『鍋島文書』)。秋月種実<sup>8)</sup>は息子の種長が七月三日付朱印状により、日向国で知行を与えられている(二二六一『高鍋町歴史総合資料館所蔵文書』)。同日付の大夫義統宛朱印状には、「小早川左衛門佐事、筑後・筑前両国被仰付、即令在国之条、其許方端可致入魂候也」とある(二二六二『小早川文書』)。両国に影響をもっていた大夫義統に対し、隆景に筑前・筑後両国を与えたことを知らせ、入魂にするよう命じている。

隆景に戻ると六月二十八日付朱印状「於筑後国領知方之事」には、「一四百町 原田彈正少弼 一參百町 宗像才鶴 一貳百町 麻生次郎左衛門尉 以上 右分引渡両三人、為与力可召置之由候也」とある(二二五

七「毛利文書」。原田信種・宗像才鶴・麻生家氏は筑後国に移され、隆景の与力とされている。同日付麻生家氏宛朱印状写には、「於筑後国式百町事、被宛行畢、全致領知、小早川左衛門佐与力、向後可抽忠勤之由候也」とある(二二五六『筑前麻生文書』)。原田信種宛と宗像才鶴宛朱印状はのこされていないが、両氏に発給されたことは明らかである。

前後するが龍造寺政家・原田信種・立花統虎・宗像才鶴宛の四月二十三日付石田三成・大谷吉継・安国寺惠瓊連署書状写には、「今度依御諒、博多再興之儀ニ付而、彼町人還任之輩、何之分儀雖在之、諸役可令免除旨、被 仰出候条、可被得其意候事専也」とあるように、博多町衆に対し諸役を免除し還任をはかる諒が出されたことが伝えられている(『原文書』『近世』二二四)。これは領内に町衆が避難していたからであろう。このように本領はそのまま認められたが、六月二十八日付朱印状で宗像氏以下は隆景の与力とされ筑後国に移されている。立花氏は筑後国、秋月氏も日向国に移され筑前国の旧勢力は一掃されることになった。

### 終わりに

九州出兵前後から、宗像才鶴が小早川隆景の与力とされるまでの宗像氏と秀吉の関係から、宗像氏宛の秀吉文書が出されていた可能性が高いことをみてきた。四月十七日付賀須屋真雄他宛朱印状からは、宗像氏宛の文書が出されていたことが確かめられる。

一方で宗像氏宛秀吉発給文書は確認できない。宗像才鶴のあと宗像氏の跡職は、娘婿の萩藩土草蒞重継が継承する。氏貞後室(才鶴)も文書類と共に、重継の知行地長門国大津郡三隅(山口県長門市)に移り、草蒞胤継から文書類が宗像宮(現在の宗像大社)に返納されたのは天明七

(一七八七)年になる<sup>8)</sup>。この間に流出した可能性も考えられるが明らかではない。

### 註

(1) 拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』(花乱社、二〇一六年)第三編第一章、第四編第一章・第二章(初出二〇一二年、二〇一〇年、二〇一三年)。

(2) 吉川弘文館、二〇一七年。本稿では同書に準拠し、通し番号以下を引用した。

(3) 拙著第四編第二章三参照。

(4) (天正十四)九月六日付吉田大炊助宛元徳書状(新撰宗像記考証『宗像市史』史料編第三卷近世一一)。以下、『宗像市史』史料編第三卷近世は『近世』と略す。(天正十四)九月七日付吉田重致宛神田元忠書状(新撰宗像記考証『近世』一一)。重致の息子大炊助が毛利勢渡海前に、門司城の毛利勢とともに大裏(内裏・北九州市門司区)表で活動している。同年十二月二十三日付吉田重致宛毛利輝元書状には、「今度出勢之儀、令申候処、可預入魂之由、快然候、旁以御馳走此節候」とある(新撰宗像記考証『近世』一三)。重致が毛利輝元からの出勢の命に応じている。これより前、十二月三日付深田氏栄宛益田元祥書状では、元祥が氏栄の香春岳五徳之口での軍功について忠勤を賞している(嶺家文書『近世』二八)。感状の宛名は「深田中務少輔とあるが、文禄三(一五九四)年二月三日付孔大寺一品経目録に「擬大宮司宗像朝臣氏栄」とあるように、氏栄は宗像氏貞没後の最上位の神官、擬大宮司でもあった(嶺家文書『宗像大社文書』第三卷、宗像大社復興期成会、二〇〇九年)。十二月十二日付朱印状は元祥にも出されている(二〇五五

「益田家文書」。氏栄は益田氏に従い城攻めに加わっていたと考えられる。

(5) 「古文書類纂」(東京大学史料編纂所蔵「史料稿本」。参謀本部編『日本戦史 九州役』一九一一年。他に収録)。

(6) 立花統虎宛と筑紫広門宛(天正十五)三月二十六日付朱印状「船手之事、警固被仰付被遣候御人数之事」には、九鬼嘉隆・小西行長・脇坂安治・加藤嘉明・菅達長・石井(明石)与二兵衛・梶原弥介・村上元吉・来島(村上)通総・得居通幸の名前が書かれ、小西行長が伝えるところ(二二二九「立花文書」、二二三〇「筑紫文書」)。

(7) 一九〇四「毛利文書」。この朱印状を『豊臣秀吉文書集』では天正十四年カとするが、本稿では天正十五年と考えた。尚、『豊臣秀吉文書集』では六月二十五日付「覚 伊与一ヶ国相上之、以上、一筑前一国、一筑後一国、肥前一郡半 以上」とある朱印状(一九〇二「毛利文書」と、同日付「覚 一備中残分 一伯耆残分 一備後 一伊与 合三ヶ国 右之分、右馬頭於相上者、一豊前 一筑前 一筑後 一肥後 合四ヶ国 右相渡之、九州取次可相任事」とある朱印状(一九〇三「毛利文書」)を天正十四年とする。拙稿では、前者を天正十五年、後者を天正十四年とした(拙著第四編第二章)。同形式の朱印状であり前者も天正十四年の可能性が高い。この点については改めて考察したい。

(8) 宗像大社所蔵文書については、川添昭二氏『宗像大社文書』第一卷(一九九二年) 解題参照。

(くわたかかずあき 中世部会)